別記(二)

解決條件

一、運轉手ノ給料ハ四十円級ノ者四十四円ソレ以上ノ者ハ各貳円ヅヽ昇給スルコト
一、助手手元ハ五円給七円トシ六円給ハ八円トス
一、給料日ハ毎月七日ト決定ス　但シ日曜日ノ場合ハ翌日トス
一、給料ノ前金ハ即時支給スルコト
一、公休日ハ月二回トシ万一(ハ)仕事ノアル場合ハ仕事ノ高ニ依リ手当ヲ支給ス
一、病気欠勤ノ場合ハ十五日間迄ハ全額支給以上一ヶ月迄ハ給料ノ半額ヲ支給ス
一、不可抗力ノ事故ノ場合ハ労資協議ノ結果善処ス
一、本人ノ意志ニ依ラザル解雇ハ絶対セザルコト
但シ不正行為アリタル場合ハ此ノ限リニアラズ

昭和八年十二月十二日

店主　五十嵐常次郎
従業員代表　山田健太郎
組合代表　桜井政吉
〃　山口政重

以上

常務課長
勞働

田辺合同運送株式會社　労働争議

所在地　和歌山縣西牟婁郡田辺町
従業員[illegible]名
争議参加人員　二〇名
関与労働組合　田辺町仲仕組合
争議期間　自二月四日　至二月二十日
争議原因
田辺仲仕組合員ニシテ合運送店ニ従事セル従業員ハ合組合ノ関係セル運送店中田辺合同運送株式會社ハ運賃最モ低キトノ理由ニヨリ賃金値上ヲ要求セシモ(会社側ハ南海運送会社トノ協定上ニテ)拒絶セラレタルガ同盟罷業

4762